

## 指名停止一覧(令和元年度)

別紙4

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
1	株式会社五反地建築設計事務所	平成31年4月17日から平成31年7月16日(3箇月)	受注者の責に帰すべき事由により履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。 「世田谷区立駒沢中学校外1校トイレ改修工事に伴う実施設計業務委託」 30世教測公第14号	契約違反 別表第1 第8号
2	株式会社ヤマダ電機 東京営業所	平成31年4月25日から平成31年7月24日(3箇月)	履行遅延による。 遅延理由は、受注者の製作過程の遅れのため。 30世契委公第417号	契約違反 別表第1 第8号
3	株式会社フジマック 東京事業部	平成31年4月25日から平成31年11月24日(7箇月)	落札後辞退による。 平成30年12月4日、指名停止対象者が本件契約を落札したが、その後、事前に同等品申請承認手続きを経ておらず、また仕様書に記載された参考規格品での納入はできないと申し出があり、3月に契約を辞退したため。 30世契物公第122号	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号
4	株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 東京第1教育旅行支店	令和元年5月22日から令和元年11月21日まで(6箇月)	落札後辞退による。 平成31年4月23日に実施された入札において落札したが、入札価格に誤りがあると申出があり、契約を辞退したため。 (世田谷区指名停止基準、別表第2第14号に該当)	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号
5	株式会社地域計画研究所	令和元年5月22日から令和元年12月21日まで	受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったことが契約違反に該当するため。(世田谷区指名停止基準 別表第1 第8号 に該当)	契約違反 別表第1 第8号
6	日本都市技術株式会社	令和元年7月11日から令和2年1月10日まで(6箇月)	令和元年6月25日、指名措置対象者が本件契約を落札したが、その後、仕様書記載の実績要件を満たす者を配備できないと申し出があり、落札後辞退となった。 (世田谷区指名停止基準、別表第2第14号に該当)	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号
7	株式会社BEKDACHE	令和元年7月31日から令和2年1月30日まで(6箇月)	令和元年6月25日に実施された入札において落札したが、仕様に対応できないと申し出があり、契約を辞退したため。 (世田谷区指名停止基準、別表第2第14号に該当)	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号
8	白井・協栄・高野建設共同企業体 白井建設株式会社 株式会社協栄組 高野建設株式会社	令和元年9月30日から令和2年2月29日まで	白井建設株式会社、株式会社協栄組、高野建設株式会社の3者は、建設共同企業体を結成し、「世田谷区立代沢小学校改築工事」を受注、施工していたが、受注者の責に帰すべき事由により履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。 「世田谷区立代沢小学校改築工事」 29世契建般第17号	契約違反 別表第1 第8号
9	鹿島道路株式会社 東京支店 株式会社ガイアート 関東支店 世紀東急工業株式会社 東京支店 東亜道路工業株式会社 東京支店	令和元年10月11日から令和2年4月10日まで(6箇月) 令和元年10月11日から令和2年1月10日まで(3箇月)	アスファルト合材の販売を巡り価格カルテルを結んでいたとして、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為として、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (世田谷区指名停止基準、別表第2第4号に該当)	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号
10	有限会社永島金物店	令和元年11月15日から令和2年2月14日まで(3箇月)	履行遅延による。 遅延理由は、9月末納期を10月末と勘違いして、メーカーへの発注を忘れたため。 31世契物公第1号	契約違反 別表第1 第8号
11	富士通リース 株式会社	令和元年12月3日から令和2年3月2日まで(3箇月)	履行遅延による。 遅延理由は、中国工場や取引先の夏季休暇、台風等による搬送の遅れによる。 31世契貸公第19号	契約違反 別表第1 第8号
12	株式会社 須田ビルメンテナンス 世田谷支店	令和2年3月11日から令和2年10月10日まで(7箇月)	契約不履行による契約違反。 契約締結当初(平成30年4月)より、従業員が履行時間より早く業務を切り上げ帰っていたが、令和元年10月の区民からの通報により発覚。この間、履行時間通り勤務したとして虚偽の報告を行っていたため。別途違約金を徴している(検査未合格部分の10%)。これは、債務不履行部分を損害請求するより、違約金として請求したほうが値段が高いため。 30世教委公第46号	契約違反 別表第1 第8号
13	東京清掃 株式会社	令和2年3月11日から令和2年9月10日まで(6箇月)	落札後辞退による。 平成31年4月23日に実施された入札において落札したが、入札価格に誤りがあると申出があり、契約を辞退したため。 (世田谷区指名停止基準、別表第2第14号に該当)	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号
14	株式会社本多建築設計事務所	令和2年3月31日から令和2年8月30日まで(5箇月)	受注者の責に帰すべき事由により履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。 「世田谷区立等々力小学校給食室等改修工事に伴う実施設計業務委託」 31世教測公第5号	契約違反 別表第1 第8号